

やすらぎ園居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人前橋あそか会が開設するやすらぎ園居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う 指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たり、次の事項に努めるものとする。

- 一 要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- 三 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うこと。
- 四 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 やすらぎ園居宅介護支援事業所
- 二 所在地 前橋市江木町市1225-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 主任介護支援専門員 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- 二 介護支援専門員 3名以上（常勤3名以上 うち1名は管理者と兼務）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
担当件数 1名あたり45件未満
- 三 事務職員 1名以上（兼務）
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- 一 居宅サービス計画作成
- 二 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- 三 介護保険施設への紹介
- 四 利用者に対する相談援助業務
- 五 その他利用者に対する便宜の提供

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 一 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。
- 二 使用する課題分析票の種類は、MDS-HC2.0方式とする。
- 三 サービス担当者会議の開催場所は、事業所内の会議室とする。
- 四 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。
- 五 ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る為に前6か月間に作成した居宅サービス計画総数のうち、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び同一事業者によって提供されたものの割合等につき文書の交付及び口頭により説明し、利用者又はその家族に対し理解を得るよう努めなければならない。

(利用料その他の費用等)

第8条 利用料その他の費用等は、次のとおりとする。

- 一 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。
- 二 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。
- 三 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、前橋市とする。

(苦情・ハラスマント処理)

第10条 苦情・ハラスマント処理は、次のとおりとする。

- 一 事業所は、提供した指定居宅介護支援または自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスマントに迅速かつ適切に対応する為に必要な措置を講ずるものとする。
- 二 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条規定により市町村が行なう文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。
- 三 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対して必要な援助を行なうものとする。

四 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行なう調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行なうものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 虐待防止に関する事項は、次のとおりとする。

一 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行なうことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者の設置

二 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを前橋市に通報するものとする。

(身体的拘束等の原則禁止)

第12条 身体的拘束等に関する事項は、次のとおりとする。

一 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行なわない。

二 事業所は、身体的拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 その他運営についての留意事項は、次のとおりとする。

一 事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

- (1) 虐待防止に関する研修
- (2) 権利擁護に関する研修
- (3) 認知症ケアに関する研修
- (4) 介護予防に関する研修
- (5) 感染症に関する研修

二 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

三 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

四 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

第14条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第15条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し提示を行なう。また、研修会や訓練を実施し、感染症対策の資質向上に努める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 平成19年3月20日一部改定し、平成19年4月1日より施行する。
- 3 平成20年3月20日一部改定し、平成20年4月1日より施行する。
- 4 平成21年3月30日一部改定し、平成21年4月1日より施行する。
- 5 平成24年5月28日一部改定し、平成24年4月1日より施行する。(介護報酬改定)
- 6 平成26年10月1日一部改定し、平成26年10月1日より施行する。
- 7 平成29年8月1日一部改定し、平成29年8月1日より施行する。
- 8 平成30年6月1日一部改定し、平成30年4月1日より施行する。
- 9 令和3年5月1日一部改定し、令和3年4月1日より施行する。
- 10 令和4年4月1日一部改定し、令和4年4月1日より施行する。
- 11 令和5年3月1日一部改定し、令和5年3月1日より施行する。
- 12 令和6年4月1日一部改定し、令和6年4月1日より施行する。

(身体拘束等の原則禁止を追加)